

近世・近代移行期における韓海出漁の展開過程

木部 和昭

はじめに

本稿は、日本と朝鮮との国境が、近世的境界から近代的国境へと変容していく過渡期の動向について、漁業を通して考察してみようとするものである。具体的には、日本人の朝鮮近海出漁(韓海出漁)が法制化され、本格化する契機となった明治22年(1889)11月の「日本朝鮮両国通漁規則」(以下「通漁規則」と略記)締結以前の時期を対象として、韓海出漁を取り上げることにする。

「通漁規則」は、韓海出漁を細部にわたって規定し、日本漁民の韓海出漁を安定的かつ容易に行い得る状況を出させた画期的条約であった¹。この規則以後、日本漁民の韓海出漁は、国策として保護・奨励され、国や県のバックアップの下、組織的かつ大々的に展開していくことになる。しかし、それ以前の韓海出漁は、制度的に不安定な状況の下、あくまでも漁民らの自発的出漁として展開され、国や県の保護とは無縁の極めて冒険的なものであった。こうした状況こそ、まさに近世から近代への過渡期における韓海出漁の形態を体現するものと考えられる。これが、「通漁規則」以前に絞って韓海出漁を分析対象とする理由である。

明治維新から「通漁規則」締結に至る約20年間の過渡期における韓海出漁については、吉田敬市『朝鮮水産開発史』にいくつかの事例が紹介されている²。しかし、その記述は「通漁規則」締結以降に比べると簡略であり、制度の形成過程や時代による出漁形態の変化などに関しては、検討の余地が残されている。本稿では、この点に注目し、初期段階の韓海出漁を再検証することにした。

移行期の韓海出漁に関しては、日朝関係が不安定であり正式な国交が樹立されていなかった明治維新(1868年)から明治9年(1876)3月の「日朝修好条規」締結までの時期、同16年(1883)7月締結の「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」によって日朝間の相互入漁が規定されるまでの時期、そして明治22年(1889)11月の「日本朝鮮両国通漁規則」によって韓海出漁が制度的に確立されるまでの時期のおおよそ三つの時期に区分できる。以下、この区分に従って年代順に見ていくことにしたい。

¹ 『日本外交文書』第22巻、371～380頁。

² 吉田敬市『朝鮮水産開発史』(朝水会、1954年)。

1. 日朝修好条規締結(1876年3月)以前の状況

3

拙稿「近世対馬沿岸の漁業に見る漁場と国境～対馬藩の西目持規制と朝鮮海密漁～」(『東アジア近代史』16号、2013年)。廃藩置県以前の朝鮮近海密漁伝承の詳細に関しては、この拙稿を参照されたい。

筆者はかつて、近世期における国境の島であった対馬を素材に、朝鮮との国境と漁場の関係性について検討した³。それによれば、島外他地域からの漁船(他国漁船)の入漁に大きく依存していた対馬藩では、朝鮮海峡側の海域(対馬島北西＝「西目」と呼ばれた)における沖合漁業(釣船・縄船)の入漁制限や監視強化を行い(西目持規制)、漁業における国境を面(緩衝エリア)で規制しようとする近世的な国境管理を行っていた。しかし、18世紀末から19世紀になると、財政上の問題からこの西目持規制が弛緩し、朝鮮海峡海域への他国漁船の入漁が増大するようになる。この結果、対馬に入漁していた西日本地域の漁民の間にいくつかの韓海密漁伝承が生まれることになった。それらの伝承の多くは、対馬出漁中の釣漁船・延縄漁船が、西目海域でたまたま朝鮮近海に漂流してそこが豊富な漁場であることを知り、以後、密かに通漁するようになったというものである。その大半は明治以降に語られたもので、史料の裏付けは全くないのだが、状況的に見て実際に行われていた可能性はあったと推定される。こうした伝承の存在は、近世後期段階ですでに朝鮮近海への出漁意欲の高まりが日本漁民の間に存在していた事を示している。

では、こうした出漁意欲の高まりは、明治維新後、どの様に展開していくのであろうか。

明治維新による徳川幕府支配の終焉は海外渡航の国禁を消失させ、また、明治4年(1871)の廃藩置県は、日朝国境海域における通航・入漁統制を担ってきた対馬藩による封建的規制の撤廃をもたらした。これは、対馬を拠点とした漁民による朝鮮近海への出漁にとって好条件であった。しかしその一方で、明治新政府は朝鮮国との国交樹立に難航して日朝関係は不安定化しており、万一の漂流や拿捕の際に帰国が許されないことも想定されたため、出漁のリスクも高まっていた。こうした状況を反映してか、日朝修好条規締結以前の明治初年には、韓海方面への密漁伝承は確認できなくなる。

しかし、この時期の日本人の朝鮮漂着事件を見ると、朝鮮近海での活動が疑われる漁船の事例が散見される。

明治8年(1875)には、山口県阿武郡鶴江浦の漁民5名が、同県豊浦郡特牛沖で操業中に東北風に吹き流され、2月26日に朝鮮国釜山浦の大日本館波戸場へ漂着し、その後、自力で鶴江浦へ帰帆している⁴。鶴江浦は、阿武郡玉江浦と共に鱻延縄漁が盛んで、近世期に朝鮮海密漁を行っていたという伝承が残されている浦であった。

同じく明治8年7月7日には、長崎県対馬上県郡西之津家(西津屋)村の漁民7名が朝鮮国巨濟島に漂着して、同19日に釜山の在朝鮮国大日本館へ護送されている⁵。漂流の経緯などの詳細は不明である。西津屋村は対馬島北西部の

4

外務省記録3-6-7-1-3-003「困難船及漂流救助雑件／帝国之部」第3巻(外務省外交史料館所蔵)、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B12081675200(以下、アジア歴史資料センター公開の史料については「アジア歴史資料センター」と略記する)。

5

明治8年1月「長崎県往復留 在朝鮮国大日本館」(渡辺文庫14-398、長崎歴史文化博物館所蔵)。

「朝鮮往還筋」と呼ばれた海域に位置しており、その沖合は朝鮮国と間近であった。

明治9年(1876)2月20日には、対馬出漁中の広島県(芸州仁保島向灘)漁船1艘が、対馬下県郡吹崎村から鯛縄漁のため沖立てして操業中、東風に吹き流されて朝鮮国巨済島玉浦地方(旧助羅浦)に漂着している⁶。この漁船は対馬西海岸の久志村・吹崎村を居浦にして「西目持」を行う縄船であり、広島県漁民3名と、対馬厳原漁民1名の計4名が乗組んでいた。芸州仁保島にも、近世期に朝鮮海密漁を行っていたとの伝承が残されている。

こうした対馬漁民や対馬近海への出漁漁民による朝鮮漂着事件は、近世後期には皆無であった⁷。それがこの時期、相次いで発生しているという事は、対馬藩による規制の消失により、朝鮮海密漁が密かに増加しつつあったことを示唆している。あくまでも「密漁」で、公的に記録に残されることもないが、朝鮮近海への出漁意欲の高まりはなお継続していたことがうかがえる。

6

外務省記録3-6-7-1-3-004「因難船及漂民救助雑件／帝国之部」第4巻(外務省外交史料館所蔵)、アジ歴資Ref.B12081676200。なお、この漁船には厳原漁民1名が同乗しているが、近世期までの対馬入漁漁船ではこうした例は少ない。この厳原漁民は、朝鮮近海方面への水先案内人的な役割を担っていた可能性が考えられる。

7

池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』(臨川書店、1998年)所収「近世日本人の朝鮮漂着年表」。

2. 「日朝修好条規」締結と韓海出漁

明治9年3月に締結された「日朝修好条規」は、韓海出漁にも大きな変化をもたらした。この条規により、日朝両国間の国交が安定し、釜山における日朝貿易が開始され、朝鮮渡航が自由化されたことは、韓海出漁漁民にとって追い風となった。例えば、朝鮮沿岸部での薪水・食料補給も可能になったし、物資補給を行う出漁拠点や魚市場として釜山を利用する途も開けた。ただし、日朝修好条規には漁業に関する条項が含まれていなかったため、この段階の韓海出漁も非合法的な「密漁」状態であったことに変わりはなかった。

それでも、この条規締結を契機として、以下のように韓海出漁の記録が増えていったことが吉田敬市によって明らかにされている⁸。

明治10年(1877)7月、広島県安芸郡坂村の漁民中東丈右衛門・坪川甚三郎・吉原元五郎・中東丈吉の4人が釜山へ渡航して漁場調査を試みた。彼らは10月に一時帰国したが、翌明治11年3月には、中東丈右衛門が釣漁のため再度釜山へ渡航し、通訳を雇って、慶尚道・全羅道・忠清道の三道から京畿道仁川まで行き、鱈や鯛の釣漁を行ったという(『広島県坂町郷土誌』、1950年)。この結果、翌年より広島県からの釣漁業者の出漁が増加していくことになった。

山口県では、明治11年に豊浦郡吉母浦の新田助九郎ら3名が、鯛延縄漁で釜山沖から巨済島方面へ出漁した(『山口県豊浦郡水産史料』、1915年)。また、同県大島郡沖家室島の前勘次郎は、明治12年3月に釜山近海に出漁し、好成績のため以来韓海出漁が増加する契機となったという(白木村役場文書「明治三十五年遠洋漁業一件」)。沖家室は、近世期から鯛釣漁業で著名であったから、この出漁も釣漁であった可能性が高い。

8

吉田敬市前掲書、159～160頁。括弧書きは吉田が示した典拠。

広島県安芸郡や山口県豊浦郡・大島郡は、近世期以来、盛んに対馬出漁を行っていた地域であり、なおかつ安芸郡や豊浦郡には鎖国下に朝鮮近海で密漁を行っていたという伝承も残っている。こうした地域が、対馬出漁を足がかりによろやく公然と韓海出漁の先鞭をつけていったのである。

その一方で、対馬出漁とは無関係に韓海へと乗り出す漁民たちも存在した。例えば鹿児島県日置郡串木野浦の今村太平次外8名は、明治12年3月、沿岸漁業衰微の挽回策として鯖漁場探索を行い、対馬から釜山近海に出漁して、韓海鯖釣業の嚆矢となったという(串木野町漁業組合文書)。また、明治13年には、香川県寒川郡津田町の萱野熊吉・和田某の2名が鯛延縄漁で釜山近海に出漁し、後年、香川県が屈指の韓海出漁県となる端緒を開くことになった(香川県水産試験場「北鮮漁業調査報告」第1輯、1919年)。

以上の日朝修好条規締結後の先駆的出漁者は、漁場の調査・開拓を目的としていたこと、釣漁もしくは延縄漁という沖合漁法であったこと、という二点で共通している。前者については、出漁行為そのものが処罰の対象ではなくなったとはいえ、未知の海域に乗り出していく行為はまさに「冒険」であった。制度的に何ら保護のない異国の海で、漁獲物の販路や運搬、補給などを手探りで確保せねばならず、リスクも高かったことは間違いない。ただ、こうした冒険的出漁が、朝鮮近海が豊かな漁場であることを再発見させ、後の韓海出漁隆盛の端緒を開くことになった。一方、後者の沖合漁法に特化した出漁は、当時の状況に適合したものであった。すなわち、未だ合法化されていない初期韓海出漁において、特定海面を占有したり、陸上に拠点を必要とするような定置網漁法などは、ほぼ不可能であった。朝鮮人漁民との軋轢を回避し、棲み分けのできる漁法こそ、沖合を遊弋しながら操業する釣漁・延縄漁だったのである。

3. 明治初年の韓海出漁をめぐる漁業動向

ここで、韓海出漁をめぐる日本と朝鮮の漁業事情について言及しておきたい。

近世期に商品経済が高度に発達した日本では、漁獲物の商品価値が高まり、各地で漁業の発展が見られた。しかしそれとともに乱獲による漁業資源の減少も見られるようになり、沿岸漁業主体の漁業は次第に限界を迎えつつあった。このため、次第に沖合漁業や出稼ぎ漁業(他国出漁)が盛んになるとともに、日本国の外縁部に対する出漁機運の高揚も各地で見られるようになる。韓海出漁の前身と位置づけられる対馬出漁の隆盛もその一例だが、蝦夷地における場所請負制度・和人による漁場経営の展開なども同様の性格を持つものであったろう⁹。

一方、李朝後期の朝鮮漁業は、沿岸漁業が主体であり、日本のような沖合あるいは他地域への漁場拡大機運には乏しいのが現状であった¹⁰。このため、

9

田島佳也『近世北海道漁業と海産物流通』(清文堂、2014年)など。外務省記録(外務省外交史料館所蔵)でも、明治初期における外国への出漁に関する記録として、北方の樺太・千島方面への出漁をめぐるロシアとの交渉記録が多数残されている。

10

吉田敬市前掲書、109～157頁。

好漁場を擁しながらも、漁業の未発達故にそれが手つかずで残されている韓海は、日本漁民にとって豊富な海洋資源を有する魅力的な海だったのである。

ただし、明確な漁業条約の存在しない初期の日朝関係においては、韓海出漁には様々な制約が存在した。例えば、この時期の漁船はその全てが無動力の帆船であり、その操業範囲は限定されざるを得なかった。また、釣漁・延縄漁などの沖合漁業が主体とはいっても、長期に渡って操業する場合、食料・薪水・餌などの補給や、漁獲物の処理・加工のために漁場近くの陸上に拠点を確保する必要があり、これも困難な問題であった。さらには、漁獲物販路の確保も異国の地にあっては難しかったはずで、それを日本へ持ち帰ったり、開港場の釜山などに持ち込むための運搬船や、その際の鮮度の維持も課題であった。

これらの制約に対する適応の動きは、近世期の対馬出漁漁民の中にすでに出現しつつあった。例えば長門国(山口県)豊浦郡漁民は、「元船」という母船が漁船団に随伴し、食料薪水の運搬補給、漁獲物輸送に当たるという組織的出漁方式を幕末期の対馬で展開しており、中には生簀船を利用する場合もみられた。また、対馬にも出漁していた長門国阿武郡玉江浦・鶴江浦などの鱻延縄漁船は、長期に渡る沖立てが可能な航洋能力と積載量を単船で備えていた。こうした近世期に確立された出漁方式が応用できるため、対馬出漁漁民たちが初期の韓海出漁の担い手になったのはある意味必然であった。

しかしこうした方式を以てしても、漁場が遠隔地になるほど限界があったのは間違いない。こうした状況を打破することになったのが、韓海出漁を合法化する漁業条約の締結であった。

4. 「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」と韓海出漁の合法化

(1) 「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」第四十一款

明治16年(1883)7月、「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」(以下、「貿易規則」と略記)が締結された。これは先の「日朝修好条規」で締結を約してあった貿易関係の細則を定めた日朝間の貿易章程であった。この規則の第四十一款に、次のような漁業関係の規定が盛り込まれ、韓海出漁が初めて合法化されることになった¹¹⁾。

11
『日本外交文書』第16巻、289頁。

第四十一款 日本国漁船ハ朝鮮国全羅・慶尚・江原・咸鏡ノ四道、朝鮮国漁船ハ日本国肥前・筑前・長門(朝鮮海ニ面スル所)・石見・出雲・対馬ノ海浜ニ往來捕魚スルヲ聽スト雖、私ニ貨物ヲ以テ貿易スルヲ許サス、違フ者ハ其品ヲ没収スヘシ、但其所獲ノ魚介ヲ売買スルハ此例ニ非ス、其彼此応納ノ魚税及ヒ其他ノ細目ニ至テハ遵行兩年ノ後其景況ニ随ヒ更ニ協議約定スヘシ

この規定では、朝鮮国南海岸(全羅・慶尚道)及び西海岸(慶尚・江原・咸鏡道)に日本漁船の入漁を認め、逆に朝鮮海に面する島根・山口・福岡・佐賀・長崎各県沿岸に対して朝鮮漁船の入漁を認めており、相互が対等に出漁の権利を有する建前がとられていた。また、漁獲物の売買は密貿易取締りの対象外とされたことから、韓海出漁漁民が朝鮮沿岸に魚市場を確保することが実質的に可能となった点も注目される。ただし、漁税や入漁手続等の詳細は後日(条文では2年後)に実態に従って規定する予定とされており、きわめて大まかな取り決めであった。

(2) 漁業関係条項挿入の経緯

次に、従来あまり関心が払われてこなかった、この「貿易規則」第四十一款締結に至る経緯について取り上げてみたい。

「朝鮮ニ於テ日本人民貿易ノ規則」及び「朝鮮国海関税目」の締結交渉に関しては、明治15年(1882)4月25日に弁理公使花房義質に全権が委任され、その草案も付託されていた。しかし、その草案には、四十一款に該当する漁業関係の規定は含まれていなかった¹²。

花房弁理公使の交渉は同15年7月23日に発生した壬午事変で頓挫し、改めて竹添進一郎が駐劄朝鮮国弁理公使として締結交渉に当たることになった。この結果、翌明治16年7月25日に「貿易規則」及び「海関税目」は締結されたが、その第四十一款に唐突に日朝間の漁業協定が盛り込まれることになる。

この点に関しては、「竹添弁理公使ヨリ朝鮮事務報告」の内、明治16年2月13日に外務卿井上馨に提出された機密信第十一号¹³に、その提案が確認できる。これは、明治15年9月に調印された「清韓貿易章程(中國朝鮮商民水陸貿易章程)」に関する情報を報告し、それをふまえて日朝間の貿易規則締結に対する意見を具申したものである。その一節には以下のような提案が見える。

五、漁船往来ノ事

此条モ清国ノ例ニ倣ヒ要求スベキモノナリ、但シ釜山ト対州トノ間ニ互相ノ約ヲ成スモ亦妨ケナカルベシ、何トナレハ其我我漁戸ハ常ニ釜山ニ至リ、韓人ハ未タ嘗テ対州ニ至ラサルヲ以テナリ(傍線筆者)

日本に先駆けて清韓貿易章程を締結した清国は、その第三条に漁業条項を盛り込んでいた。それによると、朝鮮側の平安・黄海道と清国側の山東・奉天省との相互通漁が規定されており、密貿易の禁止や細則を後日取り決めるべきことを定めるなど、後に締結された日朝間の「貿易規則」とほぼ同内容の条文が確認できる¹⁴。当時の日朝外交の最大の焦点は、清韓関係への対抗に置かれていたから、清国並みの漁業条項を要求すべきであるとする竹添公使の提案(傍線部)は至極妥当なものであり、これこそが第四十一款が急遽盛り込まれた最

12

『日本外交文書』第15巻、177～183頁。

13

「公文別録・明治十五年朝鮮事変始末」第7巻(国立公文書館所蔵)、アジ歴資Ref.A030236 51600。

14

外務省記録1-2-1-9-001「清韓両国国交関係取調一件」の内「中朝約章合編」(外務省外交史料館所蔵)、アジ歴資Ref. B03030401300。

大の理由だったと考えられる。

また、この段階の竹添公使は、日朝間の相互通漁の範囲として、釜山と対馬の間を想定していたようだ。そして、例えそうした相互通漁の規則を結んでも、日本漁民はすでに釜山近辺へ盛んに韓海出漁しているのに対し、朝鮮漁船は未だ対馬にすら出漁していないため、日本側に不利益は生じないという見通しを示している。その意味で、この漁業条約は、日本漁船の韓海出漁がすでに常態化している状況をふまえ、それを後追いで合法化しようとするものであり、また、日本から朝鮮への一方的な出漁を想定したものであった。

なお、釜山－対馬間で想定されていた相互通漁の範囲は、その後の交渉を通じて、当時の日本人の韓海出漁の実態とその後の発展の余地を考慮して、朝鮮半島東岸・南岸全域に拡大され権益確保が図られることになった。一方、日本側への朝鮮漁船の通漁範囲も島根～長崎県沿岸に拡大されたが、その影響や可否をあらかじめ関係各県に打診した形跡は確認できない。このことから見ても、対等な相互通漁を装いながらも、日本側への出漁は可能性の低い名目的なものとして設定されたことがうかがえる。

明治16年10月の外務卿井上馨の「朝鮮国ニ於テ日本国人民貿易規則及税目設立ノ顛末外務卿復命ノ件」には以下のような報告が見える¹⁵。

15

「公文別録・外務省・明治十五～十八年」(国立公文書館所蔵)、アジ歴資Ref.A03023613900。

朝鮮国ニ於テ日本人民貿易規則及税目等議定之復命書

本年四月廿八日御委任被仰付候朝鮮国貿易規則及税目設立方ノ儀ハ、駐劄朝鮮国弁理公使竹添進一郎へ訓令ヲ付シ、朝鮮国政府委任ノ全權大臣ト会同商議シ、即チ甲乙別冊二冊ノ通り協議調印致サセ候、(中略)加之従前ヨリ兩國漁船互ニ最近地方海岸ニ往来漁獵致シ候儀も御座候間、今般貿易規則議定ノ際、為ニ漁船往来ノ一款[第四十一款]ヲ挿載候ニ付テハ、日後我国漁民彼地ニ在テ犯罪セル者取扱振ヲモ一定致シ置カサルヲ得ザル儀ト奉存候間、即チ丁号ノ通り朝鮮国於テ我国漁民犯罪取扱規則ヲ併セテ議定致サシメ、局ヲ茲ニ結ヒ候儀ニ御座候(下略、傍線筆者)

明治十六年十月十一日 外務卿井上馨

この復命書で井上は「従前より日朝両国の漁船が互いに最近地方海岸に往来して漁業を営む様になっているため、今回の貿易規則の協議の際に相互の漁船往来の取り決めを四十一款として挿入することにした」としているが、先述の如く日本側が一方的に出漁していたのが実態であり、この点は事実と異なる。注目すべきは傍線部であり、この漁船往来条項挿入と同時に、我が国の漁民が朝鮮で犯罪を犯した場合の処置に関する「朝鮮国於テ我国漁民犯罪取扱規則¹⁶」を取り決めて締結したことを報告している。この漁民の犯罪を取り締まる規則は、日本に出漁する朝鮮人漁民を対象にしたものは存在せず、朝鮮に出漁した日本人漁民を対象とするもののみが定められており、日本側の一方

16

『日本外交文書』第16巻、312～314頁。

的出漁という実態を裏付けている。こうした規則が必要とされたということは、当時の韓海出漁の日本漁民らが、現地で犯罪に類するようなトラブルを起こす可能性を有していた事を示している。おそらくは、朝鮮国側からも、その取り締まりを求める働きかけがあったのであろう。この規則では、朝鮮沿岸で違法行為をした日本人漁民の処罰は日本領事館に委ねることが規定されており、その内容は領事裁判権という不平等条約にはかならない。しかし、朝鮮側が違法漁民の逮捕などの一定程度の取締権限を得ることにもつながったから、決して無法な日本漁民を保護するための一方的な規則ではなかった。

5. 貿易規則第四十一款締結後の韓海出漁の概況

「貿易規則」第四十一款は、韓海出漁を合法化するものではあったが、あくまでも大まかな原則を示したに過ぎないため、制度的には不安定な要素を多く孕んでいた。

こうした状況を受けて、明治16年12月、釜山領事館では、「釜山港碇泊漁船取締規則」を制定することを外務省に打診した。これによれば、貿易規則第四十一款には、領事館への届け出その他の手続きが明記されていないが、「当港ハ漁業者ニ於テ枢要ノ地位ニ候得ハ、以来陸続漁船ノ輻輳スルハ論ヲ俟タザル儀ニ可有之、就而ハ取締上不都合無之様別紙草案之通当港碇泊漁船取締規則相設度候」として、その規則案を本省に提示した。これに対して外務省は、翌17年2月、字句の定義に曖昧な部分もあるため、規則制定は見合わせ、漁船に対して釜山領事館への届け出を義務づけることを定めた簡略な「釜山港出入漁船取締心得」を通達するよう指令している¹⁷。この段階の外務省は、日本漁船の取締りにあまり積極的ではなかったことがうかがえる。

調査や統計がないため詳細は不明ながら、実際、釜山領事館の予想通り、明治16年以降、韓海出漁漁船は徐々に増加していくことになったようだ。

表として掲げたのは、明治20年(1887)1月に釜山領事室田義文が提出した朝鮮国全羅道・慶尚道沿海における日本漁船の操業状況調査報告をまとめたものである¹⁸。これによれば、韓海出漁漁船数は約220艘にも及んでいる。釣漁・延縄漁といった沖合漁法が主体であり、その大部分を占める山口県漁船をはじめとする大半が、近世末から明治初年にかけて朝鮮海密漁伝承を残す浦々で占められており、近世期からの連続性がうかがえる。これらの漁船の中には、当時の制度では違法であった納屋掛(朝鮮陸上へ漁業拠点家屋の構築)を勝手に行っているものもあり、全羅道では所安島・青山島、慶尚道では南海島などで確認されている。沖合漁業者も朝鮮国での浸潤の度合いを強めつつあったことがわかる。

17

外務省記録3-5-8-9「在朝鮮国釜山港日本漁船取締規則制定一件」(外務省外交史料館所蔵)、アジ歴資Ref.B11091813500。

18

前掲拙稿掲載の図表2に補訂を加えたもの。典拠は外務省記録3-5-8-20「朝鮮国慶尚全羅両道ニ於ケル我往漁者ノ情実報告一件」(外務省外交史料館所蔵)、アジ歴資Ref.11091820200。

表 明治20年(1887)1月当時の朝鮮沿海(慶尚・全羅両道)出漁日本漁船

県	浦名	船数	漁法	操業海域
山口県	阿武郡鶴江浦 阿武郡玉江浦 阿武郡三見浦	約80艘(乗員5人宛)	鯛縄・鱧縄	全羅道岬より慶尚道釜山沿海まで
山口県	大島郡久賀村	約20艘(乗員5~6人宛)	一本釣(鯛釣)	全羅道岬より慶尚道釜山沿海まで、釜山寄港せず
山口県	大島郡冲家室	約10艘(乗員4~5人宛)	一本釣(鯛・鯛等)	全羅道岬より慶尚道釜山沿海まで、釜山寄港せず
山口県	豊浦郡吉母村	約40艘(乗員4~5人宛)	鯛縄・鱧縄	全羅道一帯から釜山浦の北40里の沿海まで
山口県	熊毛郡佐郷島	5艘(乗員5人宛)	鯛縄・一本釣(諸魚)	釜山浦近海
山口県	豊浦郡安岡浦	約6艘(乗員5人宛)	鯛縄配など	全羅・慶尚沿海
山口県	熊毛郡馬島	2艘(乗員4~5人宛)	鯛縄・一本釣	釜山浦近海
大分県	豊後国佐賀ノ瀬 (佐賀関カ)	約10艘(乗員5~6人宛)	鱧縄・一本釣	全羅道岬より慶尚道釜山沿海まで、釜山寄港せず
大分県	北海部郡臼杵	2艘(乗員4人宛)	鯛縄・鱧縄	釜山港近海
愛媛県	郡村不詳	約10艘(乗員5人宛)	鯛縄など	全羅・慶尚沿海
熊本県	天草郡牛深	4艘(乗員5人宛)	鱧縄・鯖釣	全羅・慶尚沿海
島根県	美濃郡飯浦	約4艘(乗員5人宛)	鯛縄など	全羅・慶尚沿海
釜山港 寄留	広島県仁保島 福岡県小倉 伊予国某浦 山口県馬島 山口県赤間関等	約25艘(乗員4~5人宛)	鯛縄・鱧縄など	全羅・慶尚沿海
長崎県	各浦	5~6艘(乗組人数不明)	記載なし	少数二付本紙二載セス
付記	漁船納屋掛ノ各所	全羅道：所安島・青山島 慶尚道：南海島など		
	出漁漁船利益見込	1艘平均年727円位	漁船総数約220艘、食費・漁具など必要経費を控除した見積もり	

典拠：「朝鮮国慶尚全羅道ニ於ケル我往漁者ノ状況報告一件」(外務省記録3-5-8-20)
※地名の誤記等は同記録に含まれる「全羅慶尚両道沿海漁船調大略」により補訂した。

一方、前掲の吉田敬市の研究によれば、この時期、香川県小田村漁民が明治16年にはサワラ流網、同18年には縛網をもって釜山近海に出漁し(前掲「北鮮漁業調査報告」、同20年には岡山県日生村漁民がボラ巾着網をもって釜山を根拠に発展した(典拠記載なし)という¹⁹。ここで注目すべきは、従来の釣・延縄漁中心だった漁法に、網漁が加わっている点である。いずれの網漁も定置網ではなく沖合で操業される網だが、縛網や巾着網は規模の大きなものであった。出漁合法化にともない、より大がかりな漁具を組織的に持ち込んで操業する漁民が出現し始めたのである。

網漁に関しては、明治21年(1888)12月、釜山港沿岸で操業する日本漁民が「網羅」を用いて操業し、朝鮮人漁民の設置した「漁箭張網」の魚道を塞いでその漁を妨害したため、朝鮮国側が釜山近海での邦人漁業を禁止するよう抗議した事例がある²⁰。日本政府はこれを拒絶したが、日本漁民の持ち込んだ網漁によって朝鮮漁民の沿岸漁業と衝突するケースも起り始めていたのである。

19
吉田敬市前掲書、160頁。括弧書きは吉田が示した典拠。

20
『日本外交文書』第21巻、364~371頁。

新漁法による韓海出漁と衝突の事例としては、他に海士漁が挙げられる。海士漁は潜水によって鮑などを捕獲するもので、基本的には沿岸漁業であったから、韓国漁民との棲み分けも難しかった。加えてこの時期、日本の海士漁は近代的漁法である潜水器を導入するようになっており、これを韓海に持ち込んだために、韓国側から激しく拒絶されることになった。

明治17年(1884)5月、長崎県対馬田淵町(厳原)の士族古谷平太左衛門は、漁船3艘に「水潜り器械」2台を積み込んで済州島に出漁した。しかし、済州島民の強い反対にあって入漁を拒絶されることになり、両国間で紛議を生じさせた²¹。済州島は漁業が重要な生業であり、素潜りによる海女漁でも著名であったから、日本人が潜水器を持ち込んで鮑を大量に捕獲することは大きな脅威だったのである。これに対して外務省は、当分の間、済州島出漁を見合わせる様に通達し、日本漁民は明治24年12月に解禁されるまで、済州島への入漁を禁じられることになった。

潜水器を用いた海士漁については、長崎県西彼杵郡浦上淵村漁民も明治17年8月に漁船数十艘、乗員130名の集団で、場所は不明ながら韓海へ出漁し、鮑1800円分の漁獲をあげたことが報告されている。ただ、翌18年に済州島に赴いたところ「該島漁民等漁業ヲ拒絶シタルヲ以テ空シク帰国セリ」とあって、入漁禁止のあおりを受けている²²。また、明治19年9月の宮本釜山領事代理の報告では、全羅道所安三島付近に日本漁船数十隻が停泊し、潜水器を使って盛んに鮑漁を行っていること、さらには、付近の島嶼に上陸して勝手に家屋を構築していることが問題視されており²³、済州島以外でも潜水器による鮑漁が盛んに展開されていたことがうかがえる。

以上の様に、「貿易規則」第四十一款によって韓海出漁が合法化されて以降は、単に出漁漁船が増大しただけでなく、従来の釣・延縄漁といった沖合漁業を主体とした出漁以外に、新たに潜水器や網を使った沿岸漁業による出漁が出現し、朝鮮漁民との間に「衝突」という事態を惹起するようになっていったのである。

6. 「通漁規則」締結までの経緯と韓海出漁実態調査

貿易規則第四十一款には、「魚税及ヒ其他ノ細目」について、規則施行後兩年の後に景況に従って協議し訂約することが明記されていた。協議期限が目前に迫った2年後の明治18年6月、朝鮮国側からの催促を受け、日本側は急遽、景況調査と通漁規則の検討に入った²⁴。日本漁船の出漁による影響を直接的に被る朝鮮政府に対して、日本政府の対応は受け身であり、この当時は漁業問題に対する関心が低かったことがうかがえる。同年8月、大蔵卿松方正義は長崎県ほか関係各県に対して「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則第四十一款ニ抛リ

21

『日本外交文書』第17巻、377～385頁。

22

長崎県庁文書17-115-8-5「勸業課農務掛事務簿・漁業之部」明治18年11～12月(長崎歴史文化博物館所蔵)。

23

『日本外交文書』第19巻、318頁。

24

外務省記録2-6-1-0-6「日韓通漁規則訂約雑件」(外務省外交史料館所蔵)アジ歴資Ref. B07080085300。

其県下海浜ニ来航セル朝鮮国ノ漁船及同国ノ海浜ニ航行スル其県下ノ漁船等ニ関シ」調査して具申する様に内達した。この大蔵省の調査に対する回答は、現在の所、長崎県の事例しか確認できていないが、その内容は、朝鮮側からの入漁は一切なく、逆に長崎県からの韓海出漁は、先述した西彼杵郡浦上淵村による鮑漁1件のみが挙げられているに過ぎない²⁵。こうした各県からの回答をもとに、明治18年12月3日、大蔵卿松方正義は通漁規則草案を作成して外務卿井上馨に提示するが、そこには「日韓貿易規則実施後今日ニ至ル迄、彼国漁船ノ我国海浜ニ来航スル者無之、唯僅カニ我国ノ漁船彼国海浜ニ航行シ魚介ヲ捕獲シ来ルニ過キスシテ、彼我両国間ノ漁業ニ於テ未ダ緊密ノ関係ヲ生スルニ至ラズ（中略）彼我通漁ニ関スル事項ハ今後必要ノ時機ニ際会スル迄ハ従来ノ慣例ニ放任致置候方得策ト存候（傍点筆者）」との意見が見え、日本漁民の韓海出漁を過小評価していたことがうかがえる²⁶。出漁の中心であった山口・広島など他県の回答内容が不明なので断定はできないが、この段階の県・郡役所レベルの調査では、「放任」の下で行われていた韓海出漁の実態を十分に把握できていなかったのかもしれない。

この大蔵省作成草案をもとに、外務・内務・農商務・大蔵各省が協議して明治18年末までに最初の「通漁規則」原案が作成されたが、それが最終的に「日本朝鮮両国通漁規則」として締結されるのは明治22年(1889)11月になってのことであった。成立までに長い時間を要したのは、主として漁業税設定と、先述した济州島入漁解禁をめぐる両国政府間の交渉が長引いたためであった。

一方この間、交渉の参考にするべく、釜山などの在朝鮮領事館は、当時の韓海出漁の実態や問題点などの調査を明治19年頃から本格的に開始した。これは韓海出漁開始以降初の公的調査であり、これによって初めて外務省や領事館は、韓海出漁の実態を把握することになった。その内容は、吏員の現地派遣や実際に漁に出てきた漁民からの聞き取りなどに基づいたもので、非常に具体的な内容を含んでいる。本稿では紙幅の関係でその詳細を紹介できないが、要点を挙げるならば以下の二点が注目される²⁷。

まず第一は、韓海出漁が生む巨利である。漁業税設定の参考にするため、韓海出漁漁船の収益調査には特に注意が払われており、明治20年1月段階の漁船1艘当たりの年平均純益(必要経費を控除した額)は727円くらいと報告されている(前掲表)。これは出漁漁船220艘全体で約16万円にも及ぶものであり、その有望性が改めて認識されている。このことが後に、国策として韓海出漁を奨励する方向性の端緒となったと考えられる。

第二は、出漁漁民らの無法状態への憂慮である。朝鮮南海諸島に派遣された領事館員の報告によれば、日本漁民が諸島内に勝手に家屋を構え、密貿易に従事するなどの違法行為に及んでいるだけでなく、「日本人ノ暴虐残酷ナル」、「日本人ハ銃砲刀剣ヲ帯シテ島民ヲ威嚇スル」などの記述が見え、「此俟放任シ

25

前掲「勸業課農務掛事務簿・漁業之部」明治18年11～12月。

26

前掲「日韓通漁規則訂約雑件」。

27

前掲「朝鮮國慶尚全羅兩道ニ於ケル我往漁者ノ情実報告一件」。

置ク時ハ彼等ノ所業漸次海賊ニ近似シ、南海無辜ノ韓民ヲシテ益々困難ニ陥ラシムルニ至ル可シ」とまで言い切っている。この段階の韓海出漁漁民は、こうした無法・無秩序な様相を呈しながら、朝鮮沿海部をまさに浸食しつつあったのであり、領事館はその取り締まりの必要性を強く認識することになった。

おわりに

以上、本稿では、明治22年の「日本朝鮮両国通漁規則」成立以前の初期段階の韓海出漁について、主として時代ごとの制度的枠組みの変化に注目しながら、その展開過程について整理し、国境海域における日本漁民の浸潤の在り方、それによって惹起された日朝間の漁民の衝突についてその概要を取り上げた。

それによれば、近世後期以降、日本漁民の韓海出漁意欲は徐々に高まりを見せ、近代的な外交関係が樹立された日朝修好条規以降は、公然と増加していった。その一方で、この段階の明治政府は、日本漁民の韓海出漁に対して明確なビジョンを持っておらず、その発展に必ずしも積極的ではなかった。貿易規則における漁業条項挿入も清韓貿易章程を見て急遽決められたものであったし、そこに明記された漁業税などの細則訂約(後の通漁規則)についても、朝鮮政府からの要請を受けて初めて検討に着手するなど、その対応は場当たりの、受動的なものであった。政府の姿勢はあくまでも「放任」が基本であった。韓海出漁は、その初期段階においては、決して国策として展開されたものではなく、あくまでも漁民たちが主体となって、自発的に開拓し発展させていったものだった。

ここで問題となるのが、なぜ漁民たちは、明確な規則もなく、政府のバックアップも不十分な不安定な状況下で、リスクを冒してまで韓海に乗り出していったのか、という点である。あるいは、彼らは言語不通の異国の漁場にいかにして食い込み、補給物資調達や魚市場・漁獲物加工拠点などを確保していったか、という実態面に関しても検討の余地が残されている。こうした点について、本稿では十分に取り上げることができなかったが、先述した釜山領事館報告などによって、今後、その解明を進めていきたい。

【附記】本稿は平成26～27年度科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究「国境未満の異文化接触／衝突／浸潤」(研究代表者・池内敏、課題番号26580125)の研究成果の一部である。また、長崎県立対馬歴史民俗資料館および長崎歴史文化博物館においては、史料調査等でご高配を賜った。記して謝意を呈したい。